

# さとうきび生産者の皆様へ

**今年も要件審査申請期間が始まりました！**

**【ご注意ください】**  
 これまで交付金を受け取っていた方も、  
毎年、要件審査申請が必要です。

今年からさとうきびを新たに生産する方は、手続き方法などをJA種子屋久各支所営農販売課にお尋ねください！

別紙様式第2号 (A.1)  
 令和 年度対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書

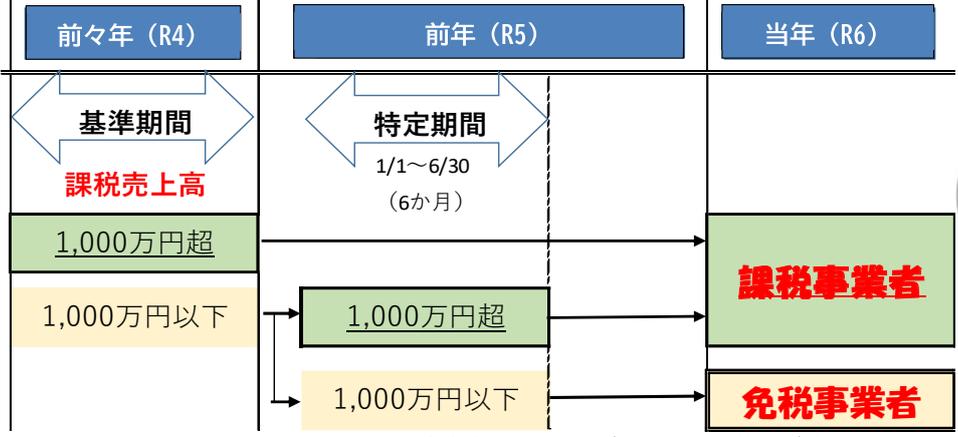
独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

1. 申請者情報 (個人申請、ファミリー世帯共同申請(1世帯1人申請)のいずれか)  
 2. 申請内容 (補填(法人による申請の場合に記入))  
 3. 申請書送付先 (個人申請による申請の場合に申請書の送付先を記入)  
 4. 申請書送付先 (法人による申請の場合に申請書の送付先を記入)  
 5. 申請書送付先 (法人による申請の場合に申請書の送付先を記入)  
 6. 申請書送付先 (法人による申請の場合に申請書の送付先を記入)  
 7. その他 (申請書送付先(1000部未満のものに記入) (送付先をすべて申請するもの記入))

**申請期間は、7/1～9/30 です！申請はお忘れなく！！**

## 免税事業者と課税事業者で単価が異なります

令和6年産単価は、  
**免税事業者 16,860 円/トン、課税事業者 16,020 円/トン**  
 ※糖度が 13.1 度以上 14.3 度以下のさとうきびに適用される単価



免税事業者は、2年前の課税売上が**1,000万円以下**の事業者のことです。  
 簡易課税事業者、適格請求書発行事業者は、課税事業者の単価が適用されます。

\*詳細は、確定申告を行った税務署が税理士等にご確認ください。

申請内容の手続き方法などは、  
各支所営農販売課にお尋ねください！  
 【JA 種子屋久】Tel：本所 27-1218 西之表 28-3815 南種子 26-1211  
 【alic】独立行政法人農畜産業振興機構 鹿児島事務所 Tel：099-226-4731



【全体運】 困難を乗り越えて結果を出せます。諦めずに忍耐力を發揮しましょう。旅行は初めての場所につきあり  
 【健康運】 慌てるのはけがのもと。動作はゆっくりと  
 【幸運を呼ぶ食べ物】 サクランボ